

証券コード 2204
平成29年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**

代表取締役社長 鈴木 達也

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内） 3階コスモスホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第96期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamura.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策などを背景に企業収益や雇用環境は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、個人消費の伸び悩み、世界経済の不確実性の高まり、不安定な為替相場や株式市場など、先行き不透明な状況が続きました。

菓子・食品業界におきましては、お客様の節約志向・低価格志向による価格競争の激化に加え、天候不順による原材料価格の高騰、人手不足による人件費や物流コストの上昇など、経営環境は厳しさを増しました。

このような環境の中、当中村屋グループは3ヵ年の経営計画「中期経営計画2015-2017」の2年目を迎え、経営理念である「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を具現化するため、中期ビジョン「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」に取り組みました。

具体的には、中期経営計画の基本方針「『選択と集中』の徹底と実行」のもと、菓子・食品・飲食の各事業の不採算ビジネスの再編を進めるとともに、成長販路への展開を積極的に行いました。合わせて、当社の強みを発揮できる基幹商品を一層強化するために不断の改良や新商品開発に取り組みました。また、コンビニエンスストアや土産ビジネスなど、さらなる伸びが見込まれる市場に向けて全社横断的なプロジェクトを編成し、経営資源を有効に活用するとともに素早い課題解決に努めました。

さらに、当社の連結子会社である黒光製菓株式会社から全事業を譲り受けることを決め、事業統合による経営の合理化を推進するほか、保有資産の効率的運用を目的に渋谷区笹塚に保有する固定資産を売却しました。一方で、新しい生産拠点として埼玉県入間市に固定資産を取得するなど、将来に向けた企業基盤の整備にも取り組みました。

以上のような経過の中で、当連結会計年度における売上高は、成長分野への販路拡大と主力商品が好調なことから、菓子事業と食品事業で売上を伸ばし、41,901百万円 前年同期に対して533百万円、1.3%の増収となりました。

利益面につきましては、不採算店舗を整理し、経営資源の効率的な活用に努めた結果、営業利益は1,437百万円 前年同期に対し225百万円、18.6%の増益、経常利益は1,589百万円 前年同期に対し338百万円、27.0%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産の売却益もあり、3,852百万円 前年同期に対し3,109百万円、418.6%の増益となりました。

連結売上高	41,901百万円	(前期比	533百万円増	1.3%増)
連結営業利益	1,437百万円	(前期比	225百万円増	18.6%増)
連結経常利益	1,589百万円	(前期比	338百万円増	27.0%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,852百万円	(前期比	3,109百万円増	418.6%増)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子事業におきましては、昨年に引き続き、新・改良商品を発売し売上高拡大に取り組む一方、販売不振商品、不採算店舗の整理を推進し、収益改善に取り組みました。

贈答菓子類では、徳島県産鳴門金時を使用し、ほっくりと焼き上げた「ぼくぼと」を新発売しました。また、主力商品「うすあわせ」「あんまかるん」の品質改良や米菓「こがねはずみ」の品質・パッケージ改良を行いました。さらに、百貨店・量販店銘店向けに「どら焼」をリニューアルするほか、イベント対応商品「ハロウィンうすあわせ」「ぱいショコラン」を新発売し、デイリー品の強化に努めました。

パックデザート類では、百貨店販路において発売2年目の「涼彩あわせ」が好調に推移しました。新商品では素材の産地にこだわった「和涼えらび」を発売しました。量販店販路では、主力商品「和水菓」が昨年に続き好調に推移しました。また「いどりり涼菓」の改良発売や増加傾向にあるセルフ銘店に向けてコンパクトで持ち帰りに適した「夏涼味」を新発売しました。

土産販路では、駅ナカ・空港・高速道路へ「パリコロッテ」「しょ・こ・らドーナツ」ならびに「新宿カリーあられ」を拡販しました。

ショップブランドでは「^{くろいちゃ}九六〇八」3店舗目となる常設店を昨年10月に小田急百貨店新宿店に出店しました。

また、新宿中村屋ビル地下1階「スイーツ&デリカ^{ボンナ}Bonna新宿中村屋」では、出来たての商品や中村屋定番の商品のほか、東京事業所内に新設したパン工房から毎日届く自家製のパンを販売しました。

中華まんじゅう類では、品質保証を第一に新商品の開発と主力商品の改良を行いました。百貨店・駅ビル販路では、定番の「天成肉饅」「天成餡饅」「ふかひれ肉饅」のほか、月替わり商品2品目を改良しました。また、月替わり商品ではブリットした食感の大きな海老を使用した「海老チリまん」を新発売しました。量販店販路では、電子レンジで加熱してもおいしく召し上がれるよう、昨年に引き続き中身と生地の改良を行いました。コンビニエンスストア販路では、「肉まん」「あんまん」などの主力商品の改良とともに新商品を4品目発売しました。濃厚な生チョコレートを、ココアを加えたハート型の生地で包んだ「ハートの生チョコまん」や明太子をイメージした可愛らしいキャラクターを焼印デザインに使用してSNSで話題となった「明太チーズポテトまん」は若者や女性客を中心に支持されました。

以上のような営業施策を展開した結果、中華まんじゅう類が売上を伸ばし、菓子事業全体の売上高は増収となりました。

(食品事業)

食品事業におきましては、「業務用食品」と「市販食品」の事業形態別に成長分野の販路拡大に取り組みました。

業務用食品事業では、ファミリーレストランやカフェを中心とした外食企業に向けてパスタソースやカレーなど調理用ソースの提案を積極的に行いました。また、食品スーパーの惣菜売場やコンビニエンスストア向けにカレーパンの具材を供給するなど、新規販路を開拓しました。

市販食品事業では、主力のレトルト食品「インドカレー」シリーズの発売15周年キャンペーンを実施しました。また、「純欧風ビーフカレー」「本格四川 麻婆豆腐」が好調に推移しました。新商品では、調理用カレーソース「インドカレーの素」、2つの味が楽しめる“あいがけスタイル”の「純欧風ビーフカレー」を

発売しました。さらに、コンビニエンスストア向けカレーの提案を強化し、取扱いアイテムの増加に努めました。

以上のような積極的な営業活動を行った結果、食品事業全体の売上高は増収となりました。

(飲食事業)

飲食事業部におきましては、徹底したおいしさの追求と丁寧なサービスの実践を心がけ、お客様満足の向上に努めました。

直営レストラン「オリーブハウス」「インドカレーの店」では、主力商品の改良と合わせて、お客様ニーズやトレンドを取り入れたグランドメニューの改訂、季節ごとのフェアメニューの積極的な導入により、常に新しいおいしさを提供しました。昨年12月には、北千住マルイ9階に「オリーブハウス北千住店」を新規にオープンさせ、カフェの要素を取り入れた居心地の良い店内と魅力的なメニューで女性客を中心に多くのお客様からご好評を頂いております。一方で、不採算店舗を閉鎖し、収益の改善に努めました。

新宿中村屋ビル地下2階「レストラン&カフェMaññā新宿中村屋」では、昭和2年発売の純印度式カレーのほか季節の素材を使ったカレーを提供し、お客様ニーズへの対応を図りました。8階「レストランGrānna新宿中村屋」では、日本ワインの充実を図るとともに選べるランチセットやカジュアルなディナーセットを新たに提供しました。

以上のような営業活動を行いましたが、売上高は減収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、保有資産の効率的運用を図るため、賃貸オフィスビル「笹塚NAビル」を平成29年1月に売却しました。一方、商業ビル「新宿中村屋ビル」は満室稼働し、順調に推移しました。

以上の結果、賃貸オフィスビルの売却が要因となり、不動産賃貸事業の売上高は減収となりました。

(その他事業)

スポーツ事業におきましては、総合型スポーツクラブ「NAスポーツクラブA-1」において、会員数増加に向けた魅力あるプログラムの導入・提案を行い、運営の安定化に取り組みました。一昨年から展開している小型フィットネスジム「NAスポーツクラブA-1EXPRESS」も順調に店舗数を伸ばしました。

以上の結果、売上高は増収となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 95 期 (平成28年 3 月期)	第 96 期 (当期) (平成29年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	29,127 ^{百万円}	29,666 ^{百万円}	539 ^{百万円}	1.9%
食 品 事 業	6,945	7,211	265	3.8
飲 食 事 業	3,119	2,933	△186	△6.0
不 動 産 賃 貸 事 業	1,295	1,159	△136	△10.5
そ の 他 事 業	882	932	50	5.7
合 計	41,368	41,901	533	1.3

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、減失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

エ. 対処すべき課題

今後の国内経済は、景気回復の動きが継続し雇用・所得環境の改善が期待される一方で、物価が上昇基調に転じることにより個人消費の伸びが抑制されることが懸念されます。当社の主力事業分野である菓子・食品業界においても、人口減少による市場規模の縮小、原材料価格の高騰や労働力不足による人件費の上昇などが予測され、経営環境は依然として厳しい状況が続くことが見込まれます。

このような厳しい環境の中でも当社が持続的に成長し、ステークホルダーへの収益還元を果たすため、「中期経営計画2015-2017」の最終年度となる平成29年度は5つの中期経営方針「顧客視点の経営」「強みへの集中」「品質保証の徹底」「生産性の向上」「人材の育成」に基づき、中期ビジョン「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」の実現と経営目標の達成に向けた取組みを着実に実行していきます。

具体的には、当社の強みを最大限に生かし成長分野への展開を加速させるとともに、不採算ビジネスの整理・統合を進めることで全社経営資源の適正な配分を行い、事業構造・収益構造の改革へと結びつけます。また、お客様にご支持いただいている基幹商品をより一層強化することと合わせて、新たな柱となる商品・ビジネスの育成にも注力し、需要拡大に取り組みます。

同時に、将来に向けた積極的な投資と生産機能の再編により物流機能を含めた供給体制の整備を推し進め、生産性の向上と効率化を図ります。そして、食品メーカーとして確固たる品質保証体制を構築していくことで、安全・安心をベースとした付加価値の高い商品の提供に努めます。さらに、人材育成システムの整備や女性が活躍できる環境の形成など、多方面から人事制度改革を実行することで企業の基盤となる人的資源を強化していきます。また、「食」に携わる企業として食育活動を通じた地域貢献・地域教育などに積極的に取り組むほか、新宿中村屋ビル内の「中村屋サロン美術館」から発信する文化・芸術活動を通じて、中村屋ならではの社会貢献活動を展開します。

これらの取組みを通じ、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を実践することで、企業価値のさらなる向上を図り、社会にとってより存在価値のある会社を目指します。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 93 期 (平成26年 3月期)	第 94 期 (平成27年 3月期)	第 95 期 (平成28年 3月期)	第96期(当期) (平成29年 3月期)
売 上 高	41,575 ^{百万円}	41,592	41,368	41,901
経 常 利 益	540 ^{百万円}	935	1,251	1,589
親会社株主に帰属する当期純利益	164 ^{百万円}	<u>440</u>	743	3,852
1株当たり当期純利益	2.78 ^円	<u>7.45</u>	12.55	649.84
純 資 産 額	21,723 ^{百万円}	<u>23,315</u>	21,821	25,735
1株当たり純資産額	368.00 ^円	<u>394.27</u>	368.40	4,338.30
総 資 産 額	36,891 ^{百万円}	39,767	40,178	43,158

(注) 1.過年度の決算において、会計上の誤謬が判明したため、第94期については、誤謬訂正後の数値（下線部分）を記載しております。

2.第96期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

ア. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
黒 光 製 菓 株 式 会 社	26 ^{百万円}	100.0 %	和菓子類の製造
株式会社エヌエーシーシステム	10	100.0	スポーツクラブの経営、駐車場等の運営・管理 および保険代理業

連結子会社は上記2社であり、持分法適用会社はありません。

当期の業績の状況につきましては、前記(1) 事業の経過およびその成果に記載のとおりです。

(注) 当社は平成28年5月13日開催の取締役会に基づき、連結子会社である黒光製菓株式会社からその全事業の譲渡を平成29年4月1日に完了いたしました。

イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主要な商品・事業内容
菓子事業 (70.8%)	中華まんじゅう、和焼菓子、米菓、パックデザート（水ようかん、ゼリー等）、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食品事業 (17.2%)	業務用食材（カレー、パスタソース等）、市販食品（レトルトカレー等）
飲食事業 (7.0%)	南欧風料理店、インドカレー料理店、インスタアペーカリー、洋食店
不動産賃貸事業 (2.8%)	オフィスビル賃貸、商業ビル賃貸
その他事業 (2.2%)	スポーツクラブの経営、保険代理業

(5) 主要な営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
①当社			
本社	東京都新宿区	中央営業所	東京都渋谷区
東京事業所	東京都渋谷区	東営業所	千葉県野田市
研究開発室	神奈川県海老名市	南営業所	神奈川県海老名市
神奈川工場	神奈川県海老名市	北営業所	埼玉県北本市
食品工場	神奈川県海老名市	札幌営業所	北海道札幌市
埼玉工場	埼玉県久喜市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
つくば工場	茨城県牛久市	大阪営業所	兵庫県伊丹市
		福岡営業所	福岡県福岡市
②黒光製菓株式会社			
本社	東京都新宿区	—	—
工場	神奈川県厚木市		
③株式会社エヌエーシステム			
本社・事業所	東京都渋谷区	—	—

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
菓子事業	519 ^名	1 ^名
食品事業	96	△2
飲食事業	79	△5
不動産賃貸事業	2	—
その他事業	13	△2
全社共通	117	4
合計	826	△4

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均1,050名おります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,123 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	500
株式会社りそな銀行	400
株式会社三井住友銀行	400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株
(2) 発行済株式の総数 5,976,205株
(3) 株 主 数 9,322名 (前期末比605名減少)
(4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	578 ^{千株}	9.7%
株式会社みずほ銀行	291	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	192	3.2
三井不動産株式会社	180	3.0
日本製粉株式会社	130	2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	117	2.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	115	1.9
日東富士製粉株式会社	111	1.9
豊通食料株式会社	110	1.8
株式会社りそな銀行	100	1.7

(注)1. 持株比率は、自己株式(13,137株)を控除して計算しております。

なお、自己株式には「株式給付信託(従業員持株会処分型)」導入において設定した、従業員持株会信託口が保有する当社株式31,000株を含めておりません。

2. 平成28年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株へ変更するとともに普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、発行可能株式総数は179,139,600株減少、発行済株式の総数は53,785,850株減少しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年2月20日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生の実現を図ることを目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下、「本制度」といいます。)を導入いたしました。

本制度では、「中村屋従業員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)が、5年間に亘り取得すると見込まれる数の当社株式を、新たに設定された信託が予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 達也	経営企画部門担当
取締役兼専務執行役員	小林 政志	営業本部統括 (菓子事業部、FF事業部、食品事業部、飲食事業部担当、事業改革推進室、SCM推進部、新宿ビル店舗営業部)
取締役兼専務執行役員	小林 恒	生産本部統括 (生産部門、購買部)、品質保証・研究開発部門担当
取締役兼常務執行役員	二本松 壽	管理本部統括 (総務・人事部門、経理・情報部門担当)
取締役兼執行役員	佐良土 理文	生産部門統括部長
取締役相談役	染谷 省三	
取締役	荒井 英夫	
取締役	中山 弘子	小田急電鉄株式会社取締役 (非常勤) 特別区人事委員会委員長
常勤監査役	本間 忠男	
常勤監査役	吉岡 修一	
監査役	原 秋彦	弁護士 盟和産業株式会社取締役 (非常勤) 公益財団法人日本サッカー協会監事
監査役	山本 光介	

- (注) 1. 取締役荒井英夫、中山弘子の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役原 秋彦、山本光介の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役荒井英夫氏は、金融機関に長年に亘って勤務した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 5. 監査役原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、平成6年6月から現在まで引き続いて当社監査役に在任しておりますので、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役山本光介氏は、金融機関に長年に亘って勤務した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 当期中に新たに就任した取締役
 平成28年6月29日付
 取締役 中山 弘子
 8. 取締役荒井英夫、中山弘子の両氏および監査役原 秋彦、山本光介の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(平成29年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当または主な職業
執行役員	小田川 聡	全社業務特命担当
執行役員	大野 正美	総務・人事部門統括部長
執行役員	伊賀 義晃	FF事業部統括部長
執行役員	鈴木 克司	全社業務特命担当
執行役員	鍵山 敏彦	菓子事業部統括部長
執行役員	島田 裕之	食品事業部統括部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	8名	196,623千円	
監査役	4名	42,720千円	
合計	12名	239,343千円	(うち社外役員4名 18,198千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- (ア) 取締役中山弘子氏は小田急電鉄株式会社の取締役、特別区人事委員会委員長を兼任しておりますが、各法人と当社との間に重要な取引関係はありません。
- (イ) 監査役原 秋彦氏は盟和産業株式会社の取締役、公益財団法人日本サッカー協会の監事を兼任しておりますが、各法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況

社外取締役 (非常勤)	荒井 英夫	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	中山 弘子	社外取締役就任後開催の取締役会12回のうち10回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原 秋彦	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	山本 光介	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 社外取締役中山弘子氏は、平成28年6月29日の就任以降の主な活動状況を記載しております。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,500千円

イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。

イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。

ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

エ. 内部通報制度として、「中村屋グループヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。

オ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「危機管理基本規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

イ. 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

ウ. 当社グループは、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用する。

エ. 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、「執行役員会」を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。

ウ. 代表取締役社長、取締役兼専務執行役員、取締役兼常務執行役員、取締役兼執行役員で構成する「経営会議」の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 「グループ会社管理規程」に基づき、担当者を配置する。当該規程に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築する。

イ. 「危機管理基本規程」を策定し、それに基づきリスク管理の推進をグループ全体で行い、認識されるリスクを把握し、適切に管理していく。

ウ. 子会社の経営の自主性・独立性を尊重しつつ、「稟議規程」に基づき、決裁基準等を明確化し、子会社の業務執行の適正化および効率化を図る。

エ. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。
- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査人が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 下記事項があるときは取締役、執行役員、内部監査人は監査役に報告する。
 - (ア) 会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生。
 - (イ) 違法または不正行為の発見。
- ウ. 当社グループの内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社グループの内部通報制度の運用により、監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。

なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- オ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。

(9) その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は「執行役員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を年8回、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を

年3回実施し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、「中村屋グループ行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施するとともに、年4回法改正や法令違反事例等の情報配信を行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を通じて、当社に想定されるリスクの分析を行うとともに、個人情報や営業秘密等の情報管理や与信管理の管理状況の確認を行いました。地震災害に関する事業継続計画については、文書管理、訓練、課題抽出、事前対策の切り口で継続的に改善・管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役2名を含む8名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は15回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤の取締役で構成する「経営会議」は17回開催し、重要案件を審議しております。「執行役員会」は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「執行役員会」において、原則月1回グループ会社社長から業績報告を受けるとともに必要に応じて助言等を行っております。また、重要案件については「稟議規程」に基づき、審議・報告しております。中村屋グループとして、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

(6) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告および「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」等の内容について定期的に取締役および担当者より報告を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいて

は株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期経営計画に基づく取組み

当社は厳しい環境の中でも持続的に成長し、ステークホルダーへの収益還元を果たすため、「中期経営計画2015-2017」の最終年度となる平成29年度は5つの中期経営方針「顧客視点の経営」「強みへの集中」「品質保証の徹底」「生産性の向上」「人材の育成」に基づき、中期ビジョン「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」の実現と経営目標の達成に向けた取組みを着実に実行してまいります。

具体的には、当社の強みを最大限に生かし成長分野への展開を加速させるとともに、不採算ビジネスの整理・統合を進めることで全社経営資源の適正な配分を行い、事業構造・収益構造の改革へと結びつけます。また、お客様にご支持いただいている基幹商品をより一層強化することと合わせて、新たな柱となる商品・ビジネスの育成にも注力し、需要拡大に取り組みます。

同時に、将来に向けた積極的な投資と生産機能の再編により物流機能を含めた供給体制の整備を推し進め、生産性の向上と効率化を図ります。そして、食品メーカーとして確固たる品質保証体制を構築していくことで、安全・安心をベースとした付加価値の高い商品の提供に努めます。さらに、人材育成システムの整備や女性が活躍できる環境の形成など、多方面から人事制度改革を実行することで企業の基盤となる人的資源を強化してまいります。また、「食」に携わる企業として食育活動を通じた地域貢献・地域教育などに積極的に取り組むほか、新宿中村屋ビル内の「中村屋サロン美術館」から発信する文化・芸術活動を通じて、中村屋ならではの社会貢献活動を展開します。

これらの取組みを通じ、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を実践することで、企業価値のさらなる向上を図り、社会にとってより存在価値のある会社を目指します。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、平成28年6月より社外取締役を2名体制とし、取締役会の助言・監督機能の強化を図っております。

取締役会では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに業務執行取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図るため、「執行役員会」を設置しております。さらに、業務執行取締役で構成する「経営会議」を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価

値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

会社法改正に対応し、当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しています。また、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しています。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っています。

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告しています。また、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築しています。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しています。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年4月28日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、平成26年6月27日開催の当社第93回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される「独立委員会」へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,585,578	流動負債	5,208,012
現金及び預	2,141,073	買掛金	1,562,883
受取手形	4,907	短期借入金	123,436
売掛金	4,548,272	リース債務	47,261
有価証券	8,899,371	未払金	1,327,113
製成品	1,254,816	未払費用	636,522
半成品	15,349	未払法人税等	365,891
仕掛品	32,248	未払事業所税	24,594
原材料	661,399	未払消費税等	192,425
貯蔵品	216,693	預り金	152,222
前払金	153	前受収益	20,355
前払費用	141,896	賞与引当金	589,061
繰延税金資産	377,540	事業構造改革引当金	18,762
未収収入	65,676	資産除去債務	147,488
未収入金	225,749	固定負債	12,214,480
仮払引当金	5,778	長期借入金	2,300,000
倒引当金	△5,342	リース債務	90,672
固定資産	24,571,998	長期未払金	128,141
有形固定資産	17,453,683	繰延税金負債	2,754,806
建物	4,732,702	退職給付に係る負債	6,310,662
構築物	65,832	資産除去債務	71,024
機械及び装置	2,131,966	保証金	501,523
車両運搬具	1,533	役員退職慰労未払金	57,653
工具器具及び備品	218,300	負債合計	17,422,493
土地	10,156,156	純資産の部	
建物	130,560	株主資本	25,485,851
建設仮勘定	16,633	資本金	7,469,402
無形固定資産	267,235	資本剰余金	8,142,885
ソフトウェア	145,535	利益剰余金	10,056,072
電話加入権	23,209	自己株式	△182,509
公共施設利用権	97,762	その他の包括利益累計額	249,232
水道施設利用権	728	その他有価証券評価差額金	1,772,259
投資その他の資産	6,851,081	退職給付に係る調整累計額	△1,523,027
投資有価証券	6,090,619		
繰延税金資産	6,692		
長期未収入金	4,824		
長期前払費用	8,145		
その他	747,986		
倒引当金	△7,185		
資産合計	43,157,576	純資産合計	25,735,083
		負債及び純資産合計	43,157,576

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		41,900,947
売上原価		24,584,765
売上総利益		17,316,182
販売費及び一般管理費		15,879,555
営業利益		1,436,626
営業外収益		
受取利息	680	
受取配当金	125,978	
為替差益	3	
雑収入	73,442	200,104
営業外費用		
支払利息	26,639	
貸倒引当金繰入額	113	
雑損失	20,889	47,642
経常利益		1,589,088
特別利益		
固定資産売却益	4,858,849	
資産除去債務履行差額	607	4,859,456
特別損失		
固定資産除売却損	46,994	
減損損失	374,736	
割増退職金	21,480	
事業構造改革費用	163,230	606,439
税金等調整前当期純利益		5,842,105
法人税、住民税及び事業税	305,544	
法人税等調整額	1,684,306	1,989,850
当期純利益		3,852,254
親会社株主に帰属する当期純利益		3,852,254

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日残高	7,469,402	8,136,391	6,796,116	△218,584	22,183,325
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△592,299		△592,299
親会社株主に帰属する当期純利益			3,852,254		3,852,254
自己株式の取得				△8,125	△8,125
自己株式の処分		6,495		44,201	50,696
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額					
当連結会計年度中の変動額合計	-	6,495	3,259,956	36,075	3,302,526
平成29年3月31日残高	7,469,402	8,142,885	10,056,072	△182,509	25,485,851

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成28年4月1日残高	1,408,870	△1,771,648	△362,778	21,820,547
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△592,299
親会社株主に帰属する当期純利益				3,852,254
自己株式の取得				△8,125
自己株式の処分				50,696
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額	363,389	248,621	612,010	612,010
当連結会計年度中の変動額合計	363,389	248,621	612,010	3,914,536
平成29年3月31日残高	1,772,259	△1,523,027	249,232	25,735,083

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 連結の範囲に関する事項 | 子会社はすべて連結しております。当該連結子会社は黒光製菓(株)、(株)エヌエーシーシステムの2社であります。
なお、連結される子会社である黒光製菓(株)は、平成29年3月31日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。 |
| (2) 持分法の適用に関する事項 | 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。
持分法を適用していない関連会社の名称 山東豊龍食品有限公司
持分法を適用していない理由
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため、持分法の適用範囲から除外しております。 |
| (3) 連結子会社の事業年度に関する事項 | 連結子会社の決算日は、すべて連結決算日（3月31日）と同一であります。 |
| (4) 会計方針に関する事項 | |
| ア. 重要な資産の評価基準及び評価方法 | |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| たな卸資産 | 主として、総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。 |
| イ. 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産 | なお、連結子会社中、(株)エヌエーシーシステムは定額法を採用しております。
定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| 長期前払費用 | 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ウ. 重要な引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 |
| 事業構造改革引当金 | 事業構造改革に伴い今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もられる金額を計上しております。 |

工. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理をしております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8,975千円増加しております。

3. 追加情報に関する注記

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 19,841,140千円

5. 連結損益計算書に関する注記

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
菓子事業（販売店舗）	建 物	111,006千円
	機 械 及 び 装 置	18,956千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	16,280千円
	ソ フ ト ウ エ ア	1,159千円
	計	147,401千円
飲食事業（飲食店舗）	建 物	179,296千円
	機 械 及 び 装 置	28,725千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	18,913千円
	ソ フ ト ウ エ ア	400千円
計	227,334千円	
合 計	374,736千円	

当社資産のグルーピングは、飲食事業とその他事業のスポーツクラブについては、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の菓子事業（販売店舗）及び飲食事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 5,976,205株

(2) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	592,299	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 1.配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、従業員持株会信託口に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託口が保有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

2.平成28年6月29日開催の第95回定時株主総会決議に基づき、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、1株当たり配当額は当該株式併合が行われる前の配当額を記載しております。

イ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	682,188	115.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、従業員持株会信託口に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託口が保有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画や季節的変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、格付けの高い債券や金銭信託等及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

(イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループにおける輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社グループは、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当連結決算日現在における営業債権のうち、32.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,141,073	2,141,073	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	4,553,178 △5,138		
	4,548,040	4,548,040	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,438,323	11,438,323	－
(4) 未収入金	225,749	225,749	－
資産計	18,353,185	18,353,185	－
(1) 買掛金	1,562,883	1,562,883	－
(2) 短期借入金	123,436	123,436	－
(3) 長期借入金	2,300,000	2,260,068	△39,932
(4) リース債務	137,933	136,452	△1,480
(5) 未払金	1,327,113	1,327,113	－
負債計	5,451,365	5,409,952	△41,413

(※) 受取手形及び売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金
 長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (4) リース債務
 リース債務のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、長期のリース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	3,551,667
保証金 (※2)	501,523

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	2,141,073	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,553,178	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,599,370	—	30,600	—
合計	15,293,621	—	30,600	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	123,436	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	800,000	1,500,000	—	—
リース債務	47,261	38,625	26,033	12,801	5,480	7,731
合計	170,697	38,625	826,033	1,512,801	5,480	7,731

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当中村屋グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	84,784千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,702千円
見積の変更による増加額	147,609千円
時の経過による調整額	1,701千円
資産除去債務の履行による減少額	△52,284千円
期末残高	218,512千円

9. 賃貸等不動産に関する注記

当中村屋グループでは、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）と商業ビル（土地を含む）を有しておりましたが、賃貸用のオフィスビルは平成29年1月に売却いたしました。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

平成29年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は169,894千円、賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は196,147千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、自社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。また、当該賃貸等不動産に係る売却益は4,858,245千円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
賃貸等不動産	6,459,650千円	△6,459,650千円	－千円	－千円
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	10,813,835千円	△436,795千円	10,377,040千円	12,300,000千円

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち主な減少は、賃貸等不動産の売却であります。

3 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,338円30銭

1株当たり当期純利益金額 649円84銭

(注) 平成28年10月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行いました。これに伴い、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、当期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

11. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,460,189	流動負債	5,095,405
現金及び預り金	1,973,613	買掛金	1,602,291
受取手形	4,907	短期借入金	123,436
有価証券	4,535,315	未払費用	35,243
半製品	8,899,371	未払法人税等	1,319,310
仕掛品	1,250,982	未払消費税等	535,521
原材料	14,061	前受り	347,935
貯蔵品	31,282	賞与引当金	18,129
前払費用	656,609	事業構造改革引当金	184,331
繰延税金資産	210,857	関係会社整理損失引当金	148,243
未収収益	153	固定負債	48
短期貸付	112,582	長期借入金	578,643
未収入金	380,360	繰延税金負債	18,762
倒引当金	65,676	退職給付引当金	36,024
	130,000	役員退職慰労未払金	147,488
	194,077	負債合計	15,690,202
	5,848	純資産の部	25,320,686
	△5,504	株主資本	7,469,402
固定資産	24,322,958	資本剰余金	8,142,885
有形固定資産	17,215,109	資本準備金	6,481,558
建物	4,588,016	その他資本剰余金	1,661,327
構築物	59,020	利益剰余金	9,890,907
機械及び装置	2,118,397	その他利益剰余金	9,890,907
車両運搬具	1,533	圧縮特別勘定積立金	2,222,558
工具器具及び備品	193,049	固定資産圧縮積立金	1,406,085
土地	10,156,156	別途積立金	5,204,932
建物	82,306	繰越利益剰余金	1,057,332
建設仮勘定	16,633	自己株式	△182,509
無形固定資産	266,234	評価・換算差額等	1,772,259
ソフトウェア	145,333	その他有価証券評価差額金	1,772,259
電話加入権	23,139	純資産合計	27,092,945
公共施設利用権	97,762	負債及び純資産合計	42,783,147
投資その他の資産	6,841,615		
投資有価証券	6,090,619		
関係会社株	144,443		
長期未収入金	4,824		
長期前払費用	4,262		
その他の引当金	604,652		
	△7,185		
資産合計	42,783,147		

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		41,082,312
売 上 原 価		23,875,887
売 上 総 利 益		17,206,425
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,772,898
営 業 利 益		1,433,527
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,055	
受 取 配 当 金	145,978	
為 替 差 益	3	
雑 収 入	36,754	183,791
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,639	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	113	
雑 損 失	20,883	47,636
経 常 利 益		1,569,682
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,858,849	
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	607	4,859,456
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	46,982	
減 損 損 失	374,736	
事 業 構 造 改 革 費 用	163,230	
関 係 会 社 整 理 損	73,738	658,686
税 引 前 当 期 純 利 益		5,770,453
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	277,239	
法 人 税 等 調 整 額	1,686,949	1,964,188
当 期 純 利 益		3,806,265

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
平成28年4月1日残高	7,469,402	6,481,558	1,654,832	8,136,391	6,676,941	△218,584	22,064,150	1,408,870	23,473,020
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△592,299		△592,299		△592,299
当期純利益					3,806,265		3,806,265		3,806,265
圧縮特別勘定積立金の積立					－		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					－		－		－
自己株式の取得						△8,125	△8,125		△8,125
自己株式の処分			6,495	6,495		44,201	50,696		50,696
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								363,389	363,389
当事業年度中の変動額合計	－	－	6,495	6,495	3,213,966	36,075	3,256,536	363,389	3,619,926
平成29年3月31日残高	7,469,402	6,481,558	1,661,327	8,142,885	9,890,907	△182,509	25,320,686	1,772,259	27,092,945

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他の利益剰余金					合 計
	圧縮特別勘定積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
平成28年4月1日残高	－	1,413,800	5,204,932	58,208		6,676,941
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△592,299		△592,299
当期純利益				3,806,265		3,806,265
圧縮特別勘定積立金の積立	2,222,558			△2,222,558		－
固定資産圧縮積立金の取崩		△7,715		7,715		－
当事業年度中の変動額合計	2,222,558	△7,715	－	999,124		3,213,966
平成29年3月31日残高	2,222,558	1,406,085	5,204,932	1,057,332		9,890,907

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

其他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異の費用処理方法)

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌の翌事業年度より費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もられる金額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴う損失に備えるため、当事業年度末における必要見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ8,112千円増加しております。

3. 追加情報に関する注記

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	18,451,868千円
(2) 関係会社に対する債権債務	
短期金銭債権	143,108千円
短期金銭債務	95,629千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売 上 高	154,121千円
仕 入 高	547,733千円
営業取引以外の取引高	25,094千円
(2) 減損損失	

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
菓子事業（販売店舗）	建 物	111,006千円
	機 械 及 び 装 置	18,956千円
	工具器具及び備品	16,280千円
	ソフトウェア	1,159千円
	計	147,401千円
飲食事業（飲食店舗）	建 物	179,296千円
	機 械 及 び 装 置	28,725千円
	工具器具及び備品	18,913千円
	ソフトウェア	400千円
	計	227,334千円
合 計		374,736千円

当社資産のグルーピングは、飲食事業については各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については、事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の菓子事業（販売店舗）及び飲食事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

 普通株式 44,137株

（注）自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、当事業年度末の従業員持株会信託口が保有する当社株式数31,000株を含めて記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金限度超過額	178,569千円
退職給付引当金限度超過額	1,308,786
一括償却資産限度超過額	21,353
未払事業税	43,337
その他有価証券評価差額金	407
減損損失	185,728
資産除去債務	56,665
その他	263,586
繰延税金資産小計	2,058,429
評価性引当額	△277,420
繰延税金資産合計	1,781,009
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△620,596
圧縮特別勘定積立金	△980,898
その他有価証券評価差額金	△767,191
固定資産評価替差額金	△2,419,083
その他	△35,622
繰延税金負債合計	△4,823,390
繰延税金資産の純額	△3,042,381

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ア. 支払リース料及び減価償却費相当額	
支払リース料	7,608千円
減価償却費相当額	7,608千円

イ. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(注) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額及び未経過リース料期末残高相当額について、期首は存在していましたが、期末日現在存在しないため、記載しておりません。

(2) リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ア. リース資産の内容

主として、コンピュータネットワーク構築に伴う機器類等（有形固定資産）であります。

イ. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積り、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	83,825千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,262千円
見積りの変更による増加額	147,609千円
時の経過による調整額	1,645千円
資産除去債務の履行による減少額	△52,284千円
期末残高	185,058千円

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,567円20銭

1株当たり当期純利益金額 642円08銭

(注) 平成28年10月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行いました。これに伴い、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、当期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

12. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社 中 村 屋
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 高 砂 晋 平 ㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 豊 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村屋の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社 中 村 屋
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 高 砂 晋 平 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 豊 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

株式会社中村屋 監査役会

常勤監査役	本	間	忠	男	㊟
常勤監査役	吉	岡	修	一	㊟
社外監査役	原		秋	彦	㊟
社外監査役	山	本	光	介	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、普通配当として1株につき85円とさせていただきます、また、当期は創業115周年を迎えることができましたことから、記念配当として1株につき30円を加えまして、1株につき115円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金115円 総額685,752,820円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

現任の取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>鈴木 達也 (昭和29年6月7日生)</p>	<p>昭和53年4月 当社入社</p> <p>平成17年3月 当社菓子事業マーケティング部長</p> <p>平成21年4月 当社執行役員経営企画部門統括部長</p> <p>平成23年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部門統括部長</p> <p>平成27年6月 当社代表取締役社長 経営企画部門担当</p> <p>現在に至る</p>	4,900株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鈴木達也氏は、当社の菓子事業部および経営企画部門における豊富な経験と実績を有しており、取締役兼執行役員経営企画部門統括部長を経て、平成27年6月より当社代表取締役社長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、事業構造改革・収益構造改革を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	再任 佐良土 理文 (昭和28年4月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年3月 当社FF・菓子営業部長 平成19年3月 当社生産管理・技術部長 平成24年4月 当社菓子事業マーケティング部長 平成24年6月 当社執行役員菓子事業部統括部長 平成27年6月 当社取締役兼執行役員生産部門統括部長 現在に至る	2,030株
	(取締役候補者とした理由) 佐良土理文氏は、当社の菓子事業部および生産部門における豊富な経験と実績を有しており、執行役員菓子事業部統括部長を経て、平成27年6月より取締役兼執行役員生産部門統括部長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、経営戦略を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	新任 伊賀 義晃 (昭和35年11月11日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年4月 当社FF事業マーケティング部長 平成21年4月 当社FF開発部長 平成25年6月 当社執行役員FF事業部統括部長 現在に至る	1,800株
	(取締役候補者とした理由) 伊賀義晃氏は、当社の生産部門およびFF事業部における豊富な経験と実績を有しており、FF開発部長を経て、平成25年6月より執行役員FF事業部統括部長を務めております。企業経営の諸問題に精通しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
4	再任 社外 独立役員 中山 弘子 (昭和20年2月6日生)	昭和42年4月 東京都入都 平成11年6月 同人事委員会事務局長 平成13年7月 同監査事務局長 平成14年11月 新宿区長 平成19年6月 東京エコサービス株式会社取締役社長 (代表取締役) 平成27年6月 小田急電鉄株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 平成28年4月 特別区人事委員会委員長 現在に至る 平成28年6月 当社取締役 (非常勤) 現在に至る	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有しており、平成28年6月より当社の社外取締役を務めております。当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>新任 社外 独立役員</p> <p>やま もと みつ すけ 山 本 光 介 (昭和24年4月13日生)</p>	<p>昭和47年4月 株式会社富士銀行入行 平成13年6月 同行 執行役員支店部長 平成14年5月 芙蓉総合リース株式会社専務執行役員 平成14年6月 同社 専務取締役 平成16年4月 ユーシーカード株式会社専務取締役 平成17年6月 同社 代表取締役副社長 平成17年10月 同社 代表取締役社長 平成18年1月 株式会社クレディセゾン常務取締役 平成22年6月 株式会社アヴァンティスタッフ代表取締役社長 平成22年6月 当社監査役(非常勤) 現在に至る</p>	100株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>山本光介氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有しており、平成22年6月より当社の社外監査役を務めております。当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 中山弘子、山本光介の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
 中山弘子氏 1年
 4. 当社の社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
 山本光介氏 7年
 5. 中山弘子氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が了承された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 6. 山本光介氏とは、社外監査役として、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が了承された場合、当社は同氏との間で、社外取締役として新たに当該契約を締結する予定であります。
 7. 中山弘子、山本光介の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役のうち吉岡修一、山本光介の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案において選任されました監査役の任期は、当社定款の規定により、退任監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>新任</p> <p>にほんまつ ひさし 二 本 松 壽 (昭和25年7月10日生)</p>	<p>昭和49年5月 当社入社 平成15年3月 当社経理部長 平成17年6月 当社執行役員経理・情報部門統括部長 平成21年4月 当社執行役員FF・菓子事業部統括部長 平成21年6月 当社取締役兼執行役員FF・菓子事業部統括部長 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員FF・菓子事業部担当 食品事業部管掌 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員FF事業部担当 食品事業部管掌 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員管理本部統括（CSR推進部門、経理・情報部門担当） 平成28年4月 当社取締役兼常務執行役員管理本部統括（総務・人事部門、経理・情報部門担当） 現在に至る</p>	7,200株
<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>二本松壽氏は、当社の営業部門および経理・情報部門における豊富な経験と実績を有しており、取締役兼執行役員FF・菓子事業部統括部長等を経て、平成25年6月より取締役兼常務執行役員管理本部統括を務めております。当社の経営・財務に関して幅広い見識を有しており、業務・会計に対し適切な監査を遂行できると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>新任 社外 独立役員</p> <p>ふじもと だとし 藤 本 聡 (昭和32年7月28日生)</p>	<p>昭和55年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部長 平成20年4月 同行 執行役員営業第二部長 平成22年4月 同行 常務執行役員営業担当役員 平成24年3月 東京建物株式会社常務取締役 平成25年3月 株式会社みずほコーポレート銀行理事 平成25年6月 シャープ株式会社取締役常務執行役員 平成27年6月 芙蓉オートリース株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 平成27年8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役（非常勤） 現在に至る</p>	0株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しており、当社の業務に対し幅広く客観的な見地から適切な監査を行っていただくため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤本 聡氏は、社外監査役候補者であります。

- 藤本 聡氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。
- 藤本 聡氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成19年12月25日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では平成26年6月27日開催の当社第93回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果、平成29年5月24日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお諮りするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

1. 承認の対象となる本プランの内容

(1) 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを本プランとして継続することといたしました。

(2) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20

%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(3) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名、略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

(4) 大規模買付ルールの概要

ア. 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (ア) 大規模買付者の名称、住所
- (イ) 設立準拠法
- (ウ) 代表者の氏名
- (エ) 国内連絡先
- (オ) 提案する大規模買付行為の概要
- (カ) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

イ. 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、前記(4)ア.(ア)～(カ)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (ア) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (ウ) 大規模買付行為の当社株式にかかる買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (エ) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (オ) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補(当社および当社

グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
(カ) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、前記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加の提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記ウ. の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

ウ. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを順守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示する等、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(ア)から(ケ)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記ア.で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (ア) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (イ) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (ウ) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (エ) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合

- (カ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (キ) 大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分または不適当であるため、当社または当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、中長期的な将来との企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ著しく劣せると判断される場合
- (ク) 大規模買付者による当社の支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (ケ) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

ウ. 取締役会の決議および株主総会の開催

当社取締役会は、前記（５）ア. またはイ. において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙３に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、かつその必要性・相当性について株主の意思を確認することが適切と判断し、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

エ. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、前記（４）ア. に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間の合わせた期間終了までの期間）を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

オ. 対抗措置発動の停止等について

前記（５）ウ. において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

（６）本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年6月30日までに開催予定の当社第99回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

2. 補足説明

本プランの内容は、前記1. に記載のとおりですが、①株主の皆様にご与える影響等、ならびに②本プランの合理性については以下のとおりです。

(1) 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

ア. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、前記1. (5) において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

イ. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合または大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(2) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、前記1.（1）に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、前記1.（5）に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止するこ

とが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

(別紙1)

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

中村 直人 (なかむら なおと)

略 歴

- 昭和60年 4月 弁護士登録、森綜合法律事務所所属
- 平成10年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー
- 平成15年 2月 中村直人法律事務所 (現中村・角田・松本法律事務所)
パートナー<現在に至る>
- 平成15年 3月 株式会社アサヒビール監査役 (非常勤)
- 平成18年 6月 三井物産株式会社監査役(非常勤)
- 平成23年 6月 株式会社リクルートホールディングス監査役 (非常勤)

原 秋彦 (はら あきひこ)

略 歴

- 昭和55年 4月 弁護士登録、林田柳原柏木法律事務所所属
- 昭和60年 5月 米国ニューヨーク州 弁護士登録
- 昭和60年 9月 森綜合法律事務所参加
- 平成 4年 7月 三井安田法律事務所参加
- 平成 6年 6月 当社監査役 (非常勤) <現在に至る>
- 平成16年 2月 日比谷パーク法律事務所参加<現在に至る>
- 平成23年 6月 盟和産業株式会社監査役 (非常勤)
- 平成24年 6月 公益財団法人日本サッカー協会監事<現在に至る>
- 平成25年 6月 盟和産業株式会社取締役 (非常勤) <現在に至る>

※原 秋彦氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

山本 光介 (やまもと みつすけ)

略 歴

- 昭和47年 4月 株式会社富士銀行入行
- 平成13年 6月 同行 執行役員支店部長
- 平成14年 5月 芙蓉総合リース株式会社専務執行役員
- 平成14年 6月 同社 専務取締役
- 平成16年 4月 ユーシーカード株式会社専務取締役
- 平成17年 6月 同社 代表取締役副社長
- 平成17年10月 同社 代表取締役社長
- 平成18年 1月 株式会社クレディセゾン常務取締役

平成22年6月 株式会社アヴァンティスタッフ代表取締役社長

平成22年6月 当社監査役（非常勤）〈現在に至る〉

※山本光介氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役の候補者です。

中山 弘子（なかやま ひろこ）

略 歴

昭和42年4月 東京都入都

平成11年6月 同人事委員会事務局長

平成13年7月 同監査事務局長

平成14年11月 新宿区長

平成19年6月 東京エコサービス株式会社取締役社長（代表取締役）

平成27年6月 小田急電鉄株式会社取締役（非常勤）〈現在に至る〉

平成28年4月 特別区人事委員会委員長〈現在に至る〉

平成28年6月 当社取締役（非常勤）〈現在に至る〉

※中山弘子氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

藤本 聡（ふじもと さとし）

略 歴

昭和55年4月 株式会社富士銀行入行

平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部次長

平成20年4月 同行 執行役員営業第二部長

平成22年4月 同行 常務執行役員営業担当役員

平成24年3月 東京建物株式会社常務取締役

平成25年3月 株式会社みずほコーポレート銀行理事

平成25年6月 シャープ株式会社取締役常務執行役員

平成27年6月 芙蓉オートリース株式会社監査役（非常勤）〈現在に至る〉

平成27年8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役（非常勤）〈現在に至る〉

※藤本 聡氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役の候補者です。

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役中山弘子、社外取締役候補者山本光介の両氏および社外監査役原 秋彦氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し独立役員として届け出ており、社外監査役候補者藤本 聡氏は、独立役員として届け出る予定であります。

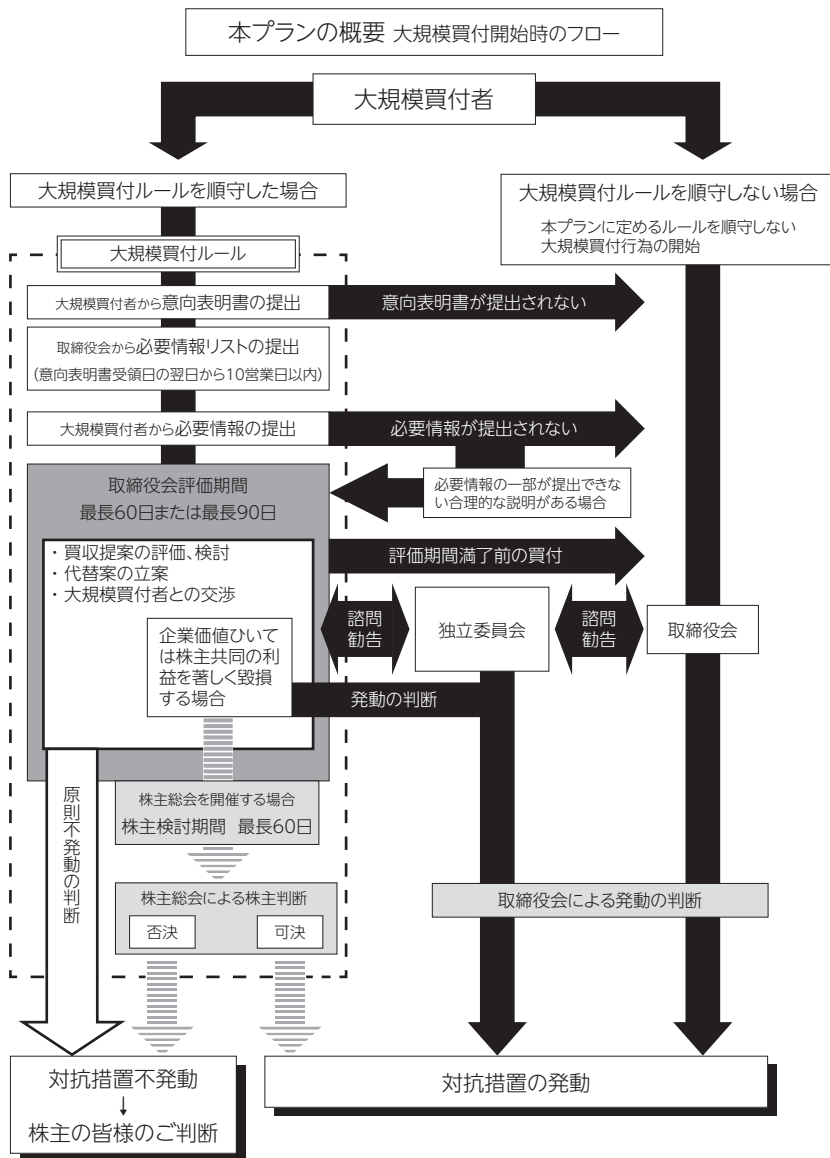
以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割当で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

<参考資料>



(注)本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

第96回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「麹町駅」麹町方面出口1より徒歩4分

→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「永田町駅」

紀尾井町方面出口9a出口9bより徒歩3分

→出口9aは、エスカレーターが設置されています。出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「永田町駅」出口5より徒歩4分

→出口5は、エスカレーターが設置されています。会場への途中に坂があります。

「永田町駅」から会場への途中に坂があります。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。